

自営業者の収入について

給与所得者や年金受給者との公正性を図るため、自営業者の収入総額から差し引く必要経費は所得税法上で求められている必要経費と異なり、それなしでは事業が成り立たない経費（直接的必要経費）に限られます。

【直接的必要経費とは】

税法上の必要経費とは異なり、「生産活動に要する原材料等の費用」であり、その費用なしに事業が成り立たない経費で、製造業の原材料費、小売業の仕入代などが該当します。事業所得を得るために必要と当健保が認める経費以外は経費と認められず、税法上の経費とは異なる取り扱いになります、

《当健保が直接的必要経費として認める経費一覧表》

「○」…直接的必要経費として認める経費

「△」…自宅と事務所が別住所の場合は50%を必要経費として認める経費

「▲」…50%必要経費として認める経費

「×」…直接的必要経費として認めない経費

一般所得		不動産所得	
科目	認定可否	科目	認定可否
売上原価（仕入金額）	○	給料賃金	×
給料賃金	×	減価償却費	×
外注工賃	×	貸倒金（貸倒損失）	×
減価償却費	×	地代家賃	△
貸倒金（貸倒損失）	×	借入金利子	×
地代家賃	△	租税公課	×
利子割引料	×	損害保険料	×
租税公課	×	修繕費	△
荷造運賃	▲	雑費	×
水道光熱費	△	専従者控除	×
旅費交通費	▲		
通信費	△		
広告宣伝費	×		
接待交際費	×		
損害保険料	×		
修繕費	△		
消耗品費	×		
福利厚生費	×		
雑費	×		
専従者控除	×		
青色申告特別控除	×		

以上